今金町デジタル田園都市国家構想総合戦略提案書が提出されました

令和７年２月６日（木）に第２次今金町まち・ひと・しごと創生総合戦略から次期総合戦略となる「今金町デジタル田園都市国家構想総合戦略」の提案書が有識者会議安西委員長と辻副委員長から中島町長へ提出されました。

中島町長へ提案書を提出された際に、安西委員長からは、「デジ田総合戦略では、デジタルの観点も入ってきていて内容的には壮大なものであり、まとめきれるか不安でした。有識者会議の委員の皆さんと協議し、多くのご意見を頂戴できたことで提案書をまとめることができたと思います」と語られ、中島町長は、「デジ田総合戦略の作成に感謝いたします。提案を受けた内容をもとに、関係する部局と方向性の在り方の詳細を把握しつつ具体的な政策を検討していきます」と伝えました。

現在、提出を受けた提案書について、令和７年３月14日（金）まで意見募集（パブリックコメント）を役場まちづくり推進課窓口および町HPで行なっていますので、ご意見等ある方はお寄せください。



▲左：有識者会議安西委員長、辻副委員長、
右：提案書を受け取る中島町長

【問合せ】まちづくり推進課　企画政策グループ　☎82-0111

旅券（パスポート）申請に関するお知らせ

令和７年３月24日申請受理分から、偽造・変造対策を強化した**「2025年旅券（パスポート）」**の発給を開始します。あわせて、手続き等が次のとおり変更になります。



◆現在、**オンライン申請**は更新のみ可能ですが、**「新規申請」も可能**となります。
◆「2025年旅券」は国立印刷局で集中作成・配送されるため、現在よりも**申請から交付まで時間を要する**ことになります。**申請はお早めに！**
◆パスポート申請にかかる手数料は、下記のとおり変更となります。

旅券申請の種類			申請受理日	
			令和７年３月23日まで	令和７年３月24日から
10年有効旅券		書面申請	16,000円	16,300円
		オンライン申請		15,900円
５年有効旅券	12歳以上	書面申請	11,000円	11,300円
		オンライン申請		10,900円
	12歳未満	書面申請	6,000円	6,300円
		オンライン申請		5,900円
残存有効期間同一		書面申請	6,000円	6,300円
		オンライン申請		5,900円

詳細は、「道のウェブサイト」をご確認ください。　**道ウェブサイトはこちら**

【問合せ】北海道パスポートセンター　☎011-219-3388
税務住民課　戸籍年金グループ　☎82-0111

物価高騰対応支援給付金を支給します

≪令和６年度住民税非課税世帯≫

【対象者】令和６年12月13日時点で今金町内に住民登録があり、世帯全員が**令和６年度住民税が非課税である世帯**
※住民税均等割課税者の被扶養者のみからなる世帯は除く
【支給額】１世帯当たり３万円
【受付期間】**３月31日（月）まで** ※転入者等の**申請期限は４月14日（月）まで**

手続方法	世帯全員が令和６年12月13日以前から町内に住民登録がある。	**令和６年１月２日以降に転入**した世帯員がいる、また、**未申告者**がいる。
	３月10日（月）以降に確認書を送付します。必要事項等を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。	該当すると思われる方は、税務住民課窓口で申請書様式を受け取り、申請書と転入者又は未申告者の非課税証明書、身分証明書を提出してください。未申告の場合は、税務住民課での申告が必要です。

≪こども加算≫

【対象者】令和６年12月13日時点（以下、「基準日」とする）で、今金町内に住民登録があり、上記住民税非課税世帯の対象となる世帯で、18歳以下の児童がいる世帯（生計を同一にしていること、児童を同居・別居に関わらず監護している世帯）
【支給額】児童1人あたり２万円
【受付期間】３月31日（月）まで ※転入者等の申請期限は４月14日（月）まで

対象児童	０歳から18歳に達する日以降の最初の３月31日までにある児童（平成18年４月２日以降生まれ）で、以下に該当する場合。 ・基準日において、同一世帯にある児童。 ・基準日において、単身で学校の寮で生活しているなど別世帯で扶養している児童。 ・基準日から令和７年３月31日までに生まれた児童。	
手続方法	世帯全員が令和６年12月13日以前から町内に住民登録がある。	・令和6年12月13日以降転入した対象児童がいる。 ・令和７年3月31日までに生まれた児童がいる。
	３月10日（月）以降に確認書を送付します。必要事項等を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。	該当すると思われる方は、としべつ保健福祉課窓口で申請書様式を受け取り、申請書と転入者又は未申告者の非課税証明書、身分証明書を提出してください。未申告の場合は、税務住民課での申告が必要です。

【差押禁止及び非課税の取扱い】
本給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、差押が禁止されているとともに、所得税の課税はされません。

【問合せ】・物価高騰対応支援給付金（住民税非課税世帯）：税務住民課課税収納グループ　☎82-0111
・物価高騰対応支援給付金（こども加算）　：保健福祉課総務グループ　☎82-2780